

浜松医科大学における技術職員の 安全衛生業務への参画について

松下 清文¹、青島 拓也¹、津田 正和¹、宮城 明日香¹、稲葉 勇太¹、榎本 美恵²、
今井 惇平² (浜松医科大学 技術部¹、安全衛生管理センター²)

MATSUSHITA Kiyofumi, AOSHIMA Takuya, TSUDA Masakazu, MIYAGI Asuka, INABA Yuta
ENOMOTO Mie, IMAI Junpei :

Participation of technical staff in safety and health work at Hamamatsu University School of Medicine

In Hamamatsu university School of medicine, technical staff are responsible for safety and health tasks such as patrol, inspection of local exhaust ventilation system, chemical substance management, and safety education, and we will report on the details of these tasks.

1. 背景

平成 16 年 4 月から国立大学が法人化されたことに伴い、労働安全衛生法が適用になるなど、安全衛生管理において大きな変化が生じ、設備、管理組織、管理業務などにおいて種々の対応が必要となった。

本学では安全衛生委員会からの依頼により、技術部から選出された 5 名の技術職員が衛生管理者免許を取得し、学内の労働安全衛生業務である衛生巡視や局所排気装置等定期自主検査、化学物質管理、安全衛生教育等の業務を担っている。これら技術職員が参画している安全衛生業務の内容について概説する。

2. 技術部について

本学の技術部は教育研究支援グループと機器利用支援グループで構成されている。その業務内容は幅広く、実験機器の管理や委託分析、廃水廃棄物処理、教育支援等の様々な業務に従事している(表 1)。

表 1. 技術部の組織について

技術部		
教育研究支援グループ	機器利用支援グループ	
講座	器官組織解剖学	先進機器共用推進部
	細胞分子解剖学	
	再生・感染病理学	
	腫瘍病理学	
	法医学	
産学連携・知財活用センター		
医用動物資源支援部		
医療廃棄物処理センター		
12 名	15 名	
合計 27 名 (2024 年 2 月)		

3. 安全衛生業務について

(1) 衛生巡視

労働安全衛生規則第 11 条に基づいて週 1 回の衛生巡視を実施している。巡視場所は実験室、居室(教員室、医局等)、講義室、倉庫等の全ての部屋について年 1 回の巡視を実施している。特に実験室については、耐震固定、重量物の落下防止対策、ガスボンベの耐圧検査期限、各種掲示物等の多岐にわたる項目について確認を行い、改善が必要と判断した指摘箇所については安全衛生委員会に報告の上、3 か月以内の対応を求めている。衛生巡視は衛生管理者 2 名、局所排気装置定期自主検査者 2 名、安全衛生管理センター事務職員 2 名、施設課職員 1 名の計 7 名で実施し、施設利用状況調査も並行して行っている(図 1)。

【資格者数】

第一種衛生管理者 3 名

衛生工学衛生管理者 3 名



図 1. 衛生巡視

(2) 局所排気装置等定期自主検査

有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則に該当する化学物質を取り扱う実験室については、職場巡視と並行して局所排気装置の定期自主検査を実施している。検査項目は厚生労働省の局所排気装置定期自主検査指針に準拠し、実験室内の風速等の点検を技術職員が担当している。屋外に設置してある排風機を本学常駐の委託業者の点検結果と併せて点検報告書として保管している(図2)。

【講習修了者数】

局所排気装置等定期自主検査者養成講習修了者 8名

局所排気装置等定期自主検査インストラクター1名



図2. 局所排気装置等定期自主検査

(3) 化学物質管理

各実験室で保管している化学物質について、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則、PRTR法、毒物及び劇物取締法に分類した試薬の保有量を四半期ごとに講座単位で提出し、大学全体の保有量として化学物質の管理を行っているほか、衛生巡視時に各講座の試薬保有量の確認も行っている(図3)。また、化学物質のリスクアセスメントツール(CREATE-SIMPLE)の導入動画の作成や各種掲示物の作成・配布を行っている。

化学物質の自律的な管理に向けた法改正に伴う対応として、2024年4月より技術職員1名が化学物質管理者、技術職員3名が保護具着用管理責任者として選任予定である。

【講習修了者数】

化学物質管理者 専門的講習 2名

保護具着用管理責任者 上級コース 3名

(中央労働災害防止協会の講習会を受講)



図3. 薬品調査

(4) 安全衛生教育

労働安全衛生法に基づいた新入教職員向けの雇入れ時教育(図4)や、技術職員向けの局所排気装置等定期自主検査者養成講習を実施している。また、下記のような学外の有識者による化学物質管理やリスクアセスメントについての安全衛生講演会の企画や、開催支援も行っている。

・令和5年2月 北海道大学 川上貴教 教授

・令和5年11月 筑波大学 中村修 教授

令和6年度から学内教職員向けの化学物質管理講習、保護具着用管理講習についても実施予定である。



図4. 雇入れ時教育

参考文献

- 1) 土橋律 国立大学法人化に伴う安全衛生管理の変化 安全工学 第5号43巻:307-313 (2004)
- 2) 佐々木健 浜松医科大学における技術職員組織化の経緯と問題点、技術部として目指そうとしているもの 第12回富山大学技術職員研修(2021)